

**「特別自治市制度の設計に向けた事務事業等の調査委託」
に関するプロポーザルに係る提案書評価基準**

1 評価事項

表1の評価項目及び重みづけのもと、評価を行う。

採点が同点の場合は、評価事項のうち、提案内容の評価点の合計点数で再評価を行い、受託候補者を特定する。

表1 基本的評価事項

| 評価項目 (配点) | 評価の着目点 | | 配 点 | 評 価 | 評価点 |
|----------------------------|--|---|--------|--------|-----|
| 業務遂行力 (35点) | 業務実施体制が整っているか | | 15 | | |
| | 現場責任者及び担当技術者が担当する業務に生かすことのできる過去の実績を有しているか | | 20 | | |
| 提案内容 (65点) | 実施方針 | 実施方針が的確で、業務説明資料との整合が取れているか | 20 | | |
| | 特定課題 | 県から特別自治市に事務事業が移管された場合、特に考慮すべき影響を抽出する際の視点及び有効な手法を、その理由と合わせて、提案してください。 | 15 | | |
| | | 市域内地方税を特別自治市が賦課徴収した場合、周辺自治体への特に考慮すべき影響を抽出する際の視点及び有効な手法を、その理由と合わせて、提案してください。 | 15 | | |
| | 業務内容は正確に理解しているか | | 15 | | |
| ワーク・ライフ・バランスに関する取組 (4点) | 次の項目について1つ満たすごとに1点加算 □次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算） □女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員301人未満の場合のみ加算） □次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定 □青少年の雇用の促進等に基づくユースエール認定の取得 | | 4 | | |
| 障害者雇用に関する取組 (1点) | 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している（従業員43.5人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員43.5人未満） | | 1 | | |
| 健康経営に関する取組 (1点) | 健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人、中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラスもしくはAAクラスの認証の取得 | | 1 | | |
| 評点の合計（106点満点） | | | | | |

2 評価方法

(1) 各評価項目について、次のように評価を行う。

ア 業務遂行力は、A、B、Cの3段階評価を行う。

イ 提案内容は、A、A'、B、B'、Cの5段階評価を行う。

ウ ワーク・ライフ・バランスに関する取組、障害者雇用に関する取組及び健康経営に関する取組は、表1の「評価の着目点」に記載した項目について1つ満たすごとに1点を加算する。

(2) 評価点について、次のように配点を行う。

配点に $A = 5/5$ 、 $A' = 4/5$ 、 $B = 3/5$ 、 $B' = 2/5$ 、 $C = 1/5$ を乗じて算出する。

ア 業務遂行力

配点が20点の項目の場合： $A = 20$ 点、 $B = 12$ 点、 $C = 4$ 点

イ 提案内容

配点が15点の項目の場合： $A = 15$ 点、 $A' = 12$ 点、 $B = 9$ 点、 $B' = 6$ 点、 $C = 3$ 点

(3) 提案内容の各項目において、1項目でも評価がCとなった場合は原則として選定しない。

表2 評価の視点

| 評価項目 | 評価の着目点 | | 評価 | | | | |
|-------|---|---|----------------------------|----------------------|-------------|--------------------------|------------------------|
| | | | A | A' | B | B' | C |
| 業務遂行力 | 業務実施体制が整っているか | | 十分整っている | | 整っている | | 整っていない |
| | 現場責任者及び担当技術者が担当する業務に生かすことのできる過去の実績を有しているか | | 全員が実績を有する | | 5割以上が実績を有する | | 5割以上の実績を有さない |
| 提案内容 | 実施方針 | 実施方針が的確で、業務説明資料との整合性が取れているか | 十分な理解に基づいた的確な提案である | 理解に基づいた的確な提案である | どちらともいえない | 理解がやや乏しい提案である | 理解が乏しい提案である |
| | 特定課題 | 県から特別自治市に事務事業が移管された場合、特に考慮すべき影響を抽出する際の視点及び有効な手法を、その理由と合わせて、提案してください。 | 非常に的確な視点を持った有効性の高い優れた手法である | 的確な視点を持った有効性の高い手法である | どちらともいえない | 視点の的確性や手法の有効性がやや欠けたものである | 視点の的確性や手法の有効性が欠けたものである |
| | 特定課題 | 市域内地方税を特別自治市が賦課徴収した場合、周辺自治体への特に考慮すべき影響を抽出する際の視点及び有効な手法を、その理由と合わせて、提案してください。 | 非常に的確な視点を持った有効性の高い優れた手法である | 的確な視点を持った有効性の高い手法である | どちらともいえない | 視点の的確性や手法の有効性がやや欠けたものである | 視点の的確性や手法の有効性が欠けたものである |
| | | 業務内容は正確に理解しているか | | 十分理解している | 理解している | どちらともいえない | やや理解していない |